

2024（令和6）年度

社会福祉法人共働福祉会 事業計画

○はじめに

私たち共働福祉会は2005年12月の法人設立より現在18年目を駆け走っている。18年、18歳、人而言えば成人を迎える年齢でもあり、積み重ねてきた経験からさらに飛躍が望まれる年齢である。年数、規模的にも中堅的な役割を担っており、期待も含めて存在意義は大きいと感じている。

物価高騰、感染症の周期的なまん延など不安定要素が拭いきれない中ではあるが、一社会福祉事業者として課せられた責務に対して緩めることなく、理念として掲げているご利用者と職員の日々の充実と自己実現（自分らしい自分）を追い求めていく。

2024年度、重点的に実施する計画について、まずは経営理念、経営方針に基づいて挙げていく。

○経営理念より

掲げている経営理念の中から、2024年度は“共に生きる”ことを意識して取り組んでいく。まずは生きること。「生きる」の意味は答えのみつからない究極のテーマではあるが、まずは生存して、それぞれの形で日々すごすことであると考えます。そしてサービスを利用することによって感じる事ができる「今日はどんな楽しみが待っているんだろう」「明日が待ち遠しい」そんな心の躍動に伝えていきたい。またサービス利用者の中には、しんどさや痛みなどの体調不良をご自身で訴えにくい方もおられる。そこには日頃からの変化に対する気づきが重要になってくるため、職員は把握する力と対応力が求められる。

これらの事から“共に生きる”を常に意識して事業をすすめていく。

○ご利用者とともに

安心・安全な事業所

法人内事業所の環境を今一度整備する。後述する福山共働センターの施設整備をはじめ、安心してすごせる場所の確保は事業運営にあたり必須の条件である。このことが支援者にとっては充実した職場環境につながり、サービスの質の向上、最終的には利用者が生き生きと輝ける場所を築くことにむすびついていく。同様に修繕、美化活動においても迅速に動いていく。

○活気ある職場

ご利用者と同じく、職員にとっても事業所は生き生きとした時間を共有できる場ではなければならない。元気な声が飛び交い、笑顔あふれる健康的な職場においてチームまたは個々で掲げた目標達成に向けた取り組みが成されることは、ご利用者、そして支えてくださる方々にとって心強く、大きな安心材料になる。

○未来志向の経営

当然のことながら福祉事業者として生き残っていかなければならない。一部の事業では事業所が乱立する状況ではあるが、今まで培ってきた活動をベースに新たなことを取り入れながら様々な意味で“選ばれる事業所”になるように取り組んでいく。経

営面では、職員が現況と今後の展開について強い関心をもっているため、それを周知し、各々が理解することによって自身のチャレンジ目標につながるように働きかけていく。

○地域と共に

共存（自分も他人も生存し、助け合って、共に栄えること）

地域共生社会（地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えてつながり、誰もが支え合う地域を創っていくこと）の構築も私たちが取り組むべき内容のひとつである。まずは共に楽しめることを提供することからはじめ、その中で課題を表出させて一緒に考えていく体制をつくっていく。また近年の重点課題である防災面、災害時の協力体制づくりとして、まずは近隣の社会福祉法人と協定を結んで助け合える関係をつくり、その輪を広げていくように考えている。

次に各拠点における計画をあげていく

○久松共働センター

アート活動をはじめ全体的に活動プログラムの幅が広がっている。また作業においても企業との結びつきが一段と強まっている。それらを内々でとどめることなくご家族をはじめ多くの皆様に見ていただく、知っていただくことによって、利用者ご本人の達成感、喜びの倍増へと結びつけていきたい。

エリア内に本部機能と4つの事業が存在するメリットを発揮し、共に活動することによって得られる利用者同士の一体感、充実感はもちろん、職員間の協力体制、また競争意識を高めていく。

○福山共働センター

事業所新設は土地を取得した令和元年度からの夢であった。時間を要したが、ようやくそのスタートラインに立つことができる。実施にあたっては、30年以上続いている「福山共働センター」のカラーを大切にしながらすすめていく。建物が完成する2025年度以降は、生活介護事業の定員を一定期間かけて今の10名から20名へと増やしていくため、その準備段階として職員の育成にも法人全体で取り組んでいかなければならない。

いずれにしても新たなことが始まる楽しみな1年になることは間違いない。

○宇宙（そら）

新型コロナウイルスの蔓延が危惧され始めたと同時にスタートしたグループホーム宇宙は、2024年度開所から5年目を迎える。グループホーム事業においてはほぼ入れ替わりなく入居されており、落ち着いた環境の中で思い思いにすごされ、生活面でもできることが少しずつ増えるなどご本人の力にむすびついている。2024年度はさらに入居者それぞれの思いが叶うようにサポートして、外出などの力がついてきたからこそできる自由度の向上をさらに図っていきたい。

2024年度も役職員一体となり事業計画の実現に向けて邁進してまいります。

法人本部事業計画

1. 法人が行う事業

(1) 事業種別

(ア) 第2種社会福祉事業

(2) 名称及び名称

久松共働センター 就労継続支援 B 型
久松共働センター 生活介護
久松共働センター 特定相談支援事業
久松共働センター 障害児相談支援事業
サニーふれいす 放課後等デイサービス
サニーふれいす 児童発達支援
福山共働センター 就労継続支援 B 型
福山共働センター 生活介護
宇宙（そら） 共同生活援助事業
宇宙（そら） 短期入所事業

(3) 管理者

占部 幸一 以下2事業所管轄
久松共働センター 就労継続支援 B 型
久松共働センター 生活介護

松山 健 以下4事業所管轄
久松共働センター 特定相談支援事業
久松共働センター 障害児相談支援事業
宇宙（そら） 共同生活援助事業
宇宙（そら） 短期入所事業

小林 晃子 以下2事業管轄
サニーふれいす 放課後等デイサービス
サニーふれいす 児童発達支援

小池 政代 以下2事業所管轄
福山共働センター 就労継続支援 B 型
福山共働センター 生活介護

松石 洋明
法人本部 事務長（総務・経理担当） 令和6年4月就任予定

(4) 法人本部所在地

福山市久松台3丁目1番39号

2. 役員・評議員の状況

(役員) 理事 6名 監事 2名

理事長 松山 健
理事 松山 健
瀧口 清美
平岡 浩
占部 幸一
鈴木 光
渡邊 哲博

監事 江草 克己
井原 俊博

(評議員) 7名

野村 守
広川 昌彦
三島 麗子
高橋 宏治
品川 裕見子
丸尾 富美子
藤原 大輔

3. 行事等実施計画

令和6年

6月 理事会の開催
6月 評議員会の開催

決算報告

5月頃 理事会の開催

事業所新設に係る施工業者の選定

7月頃 事業所新設に係る入札立ち合い

12月 理事会の開催
評議員会の開催

中間報告

令和7年

3月 理事会の開催
3月 評議員会の開催

事業計画・予算審議

※理事会・評議員会はその他必要に応じて開催する

(研修等)

理事等研修会・監事等研修会・評議員等研修会
広島県社会福祉経営者協議会 総会・定例会参加

以上

2024（令和6）年度 社会福祉法人共働福祉会

久松共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台3丁目1番39号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- ・生活介護 20人
- ・就労継続支援B型 20人

○障害児通所支援事業

事業所名：サニーふれいす

放課後等デイサービス

児童発達支援 2事業合計 10人

3. 職員定数

・生活介護

管理者	1人（兼務）	サービス管理責任者	1人（兼務）
看護師	1人	生活支援員	21人（内2人兼務）
調理員	1人（兼務）	医師	1人（嘱託）

・就労継続支援B型

管理者	1人（兼務）	サービス管理責任者	1人（兼務）
生活支援員	1人	職業指導員	6人（内1人兼務）
目標工賃達成指導員	1人	調理員	1人（兼務）
医師	1人（嘱託）		

・放課後等デイサービス・児童発達支援

管理者	1人（兼務）	児童発達支援管理責任者	1人（兼務）
保育士・児童指導員等	7人（内1人兼務）	医師	1人（嘱託）

・特定相談支援事業 障害児相談支援事業

管理者	1人（兼務）	相談支援専門員	1人（専任）
		相談支援専門員	1人（兼務）

4. 事業開始予定年月日

事業開始 2024年4月1日

事業完了 2025年3月31日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 年2回健康診断を行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。

5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービス、障害児通所支援の提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、以下に定める内容、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
（平成17年11月7日法律第123号）

- ・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）、

○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

・児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）

- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型 専用作業棟：「ワークプレイス」

- ① 事業所内外における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(3) 放課後等デイサービス・児童発達支援

新規事業の児童発達支援事業は前年度1名の利用があった。この利用児童が保育所の集団活動では対応が難しく、「少人数」「個別での対応」の方が大切であると感じ活動を展開した。このことから、みつばちの役割は保育所との並行利用ができる、個別対応ができる事業所であるとし、今後も「少人数」「個別」に重点をおいた支援を行いたい。

放課後等デイサービスは 今までの室内での創作活動・運動などに加え、家族からの要望が多かった「交通ルールを理解してほしい」「しっかり身体を動かしてほしい」「ルールのあるゲームをしてほしい」などを目的に、近隣の公園に行く機会を増やしている。近隣の住民や高校生に挨拶をする機会も増え、社会参加の第一歩としてとらえている。

- ① 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者ならびに保護者の支援に関すること

(4) 特定相談支援事業 障害児相談支援事業

- ①支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成
支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成
- ②支給決定後、厚生労働省で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）
サービス事業者等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の推奨
- ③各種相談に対する助言・対応

3. 作業・活動内容

- ・生活介護
 - ①菓子箱折り
 - ②キット（CDボックス等）の袋入れ
 - ③ネジへのワッシャーはめ

- ・就労継続支援B型
 - ①乾燥野菜・その他食品の袋詰め
 - ②オリジナル餃子“ふくのやま餃子”の製造・販売
 - ③染料を使用した自主製品づくり
 - ④獣害対策用ワイヤーネットの設置
 - ⑤書類の封入
 - ⑥飲料自動販売機の商品充填・管理

7. 健康管理

年2回健康診断（但し放課後等デイサービス・児童発達支援の利用者は除く）

8. 防災計画

年2回防災訓練（放課後等デイサービス・児童発達支援の利用者は可能な際に別で行う）

9. 日 課

○生活介護 就労継続支援 B型

9:45	開所	
10:00~10:10	朝の会	
10:10~12:00	作業・活動	
12:00~13:00	休憩	
13:00~15:00	作業・活動	
15:00~15:15	休憩	
15:15~15:40	作業・活動	掃除
15:40~15:45	終わりの会	
15:45~	送迎車 乗車	
16:00~	帰路出発	

○放課後等デイサービス (休業日)

9:00	開所 順次来所	
10:00~10:10	朝の会	
10:10~12:00	活動	
12:00~13:00	昼食・休憩	
13:00~15:00	活動	
15:00~15:15	休憩	
15:15~16:20	活動	
16:20~16:30	終わりの会	
16:30~	送迎車 乗車・出発	

○放課後等デイサービス (放課後支援)

14:00~	順次来所 活動 迎え (各学校へ)	
15:30~	はじまりの会	
15:50~16:50	活動	
16:50~17:00	終わりの会	
17:00~	帰路出発	

○児童発達支援事業

9:45~	開所	
9:45~10:00	始まりの会	
10:00~11:30	活動	
11:30~12:30	昼食・休憩	
12:30~13:20	活動	
13:20~13:30	終わりの会	
13:30~	帰路出発	

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

令和 6 年度 社会福祉法人共働福祉会

福山共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市御幸町上岩成 731

2. 利用定員

生活介護	10 人
就労継続支援 B 型	20 人

3. 職員定数

・生活介護

管理者	1 人	サービス管理責任者	1 人
看護師	1 人（兼務）	生活支援員	7 人
医師	1 人（嘱託）		

・就労継続支援 B 型

管理者	1 人	サービス管理責任者	1 人
生活支援員	1 人	職業指導員	3 人
目標工賃達成職員	1 人	医師	1 人（嘱託）

4. 事業開始予定年月日

事業開始	令和 6 年 4 月 1 日
事業完了	令和 7 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練を年 2 回実施し、非常事態に備える。
3. 健康診断を年 2 回行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めるものとする。

- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年11月7日法律第123号）、及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

3. 作業内容（生産活動）

(1) 生活介護

- ①キットBOXの袋詰め
- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③その他受注作業

(2) 就労継続支援B型

- ①軍手の検査・結束等
- ②作業ベルトの金具、タグ付け・まとめ等
- ③無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ④その他受注作業

7. 健康管理

年2回健康診断（6月、12月）

8. 防災計画

年2回防災訓練（5月、1月）

9. 日 課

9：45～	開所
9：45～10：00	朝の会
10：00～11：00	作業・活動
11：00～11：15	休憩

11 : 15～12 : 00	作業・活動
12 : 00～13 : 00	休憩
13 : 00～14 : 30	作業・活動
14 : 30～14 : 45	休憩
14 : 45～15 : 30	作業・活動
15 : 30～16 : 00	清掃・終わりの会
16 : 00～	帰宅

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

令和 6（2024）年度 社会福祉法人共働福祉会

共同生活援助 ^{そら}宇宙 事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 12 番 13 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- ・共同生活援助 8 人
- ・短期入所 2 人

3. 職員数

- ・共同生活援助 短期入所
 - 管理者 1 人（兼務）
 - サービス管理責任者 1 人（兼務）
 - 生活支援員 10 人（兼務）
 - 世話人 12 人（兼務）

4. 事業開始予定年月日

事業開始 2024 年 4 月 1 日

事業完了 2025 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
4. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活を営むべき住居をいう。共同生活援助において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (3) 前 2 項の他、法及び「福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年 9 月 28 日条例第 40 号）を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 共同生活援助

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者に対する相談、援助
- ④ 地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

(2) 短期入所

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護
- ④ 利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

7. 資金計画

別紙収支予算書のとおり